# 観音寺ファッションモール (No.1353)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月18日 香川県知事 池田 豊人

#### 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		名 称 株式会社しまむら 住 所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号 代表者 高橋 維一郎			
大規模小売店舗の名称及び所在地		名 称 観音寺ファッションモール 所在地 観音寺市坂本町二丁目甲 68 番 1 外			
大規模小売店舗において小売業を 行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名		名 称 株式会社しまむら 住 所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号 代表者 高橋 維一郎			
大規模小売店舗の新設をする日		令和7年12月1日			
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		2, 512 m <sup>2</sup>			
大規模小売店舗 の施設の配置に 関する事項	駐車場の位置 及び収容台数 駐輪場の位置	位 置 建物敷地内(1階平面図兼配置図参照) 収容台数 110台 位 置 建物南西側(1階平面図兼配置図参照)			
	及び収容台数	収容台数 10 台			
	荷さばき施設の 位置及び面積	位 置 建物北東側(1階平面図兼配置図参照) 面 積 35 m²			
	廃棄物等の保管施設 の位置及び容量	位 置 建物内北東側(1階平面図兼配置図参照) 容 量 25.95 m³			
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗 において小売業を 行う者の開店時刻 及び閉店時刻	名利	<b>T</b>	開店時刻	閉店時刻
		株式会しまむ		午前 10 時 00 分	午後8時00分
	来客が駐車場を 利用することが できる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで			
	駐車場の自動車の 出入口の数及び位置	位 置 建物敷地南西側(1階平面図兼配置図参照) 箇所数 3箇所			
	荷さばき施設におい て荷さばきを行うこ とができる時間帯	24 時間	<u>~ Ц/Л</u>		

- 2 届出年月日 令和7年3月31日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 観音寺市経済部商工観光課

縦覧期間: 令和7年4月18日から令和7年8月18日まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和7年8月18日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部 経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供す る。

## 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

### 提出先

観音寺ファッションモール (No.1353) 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ